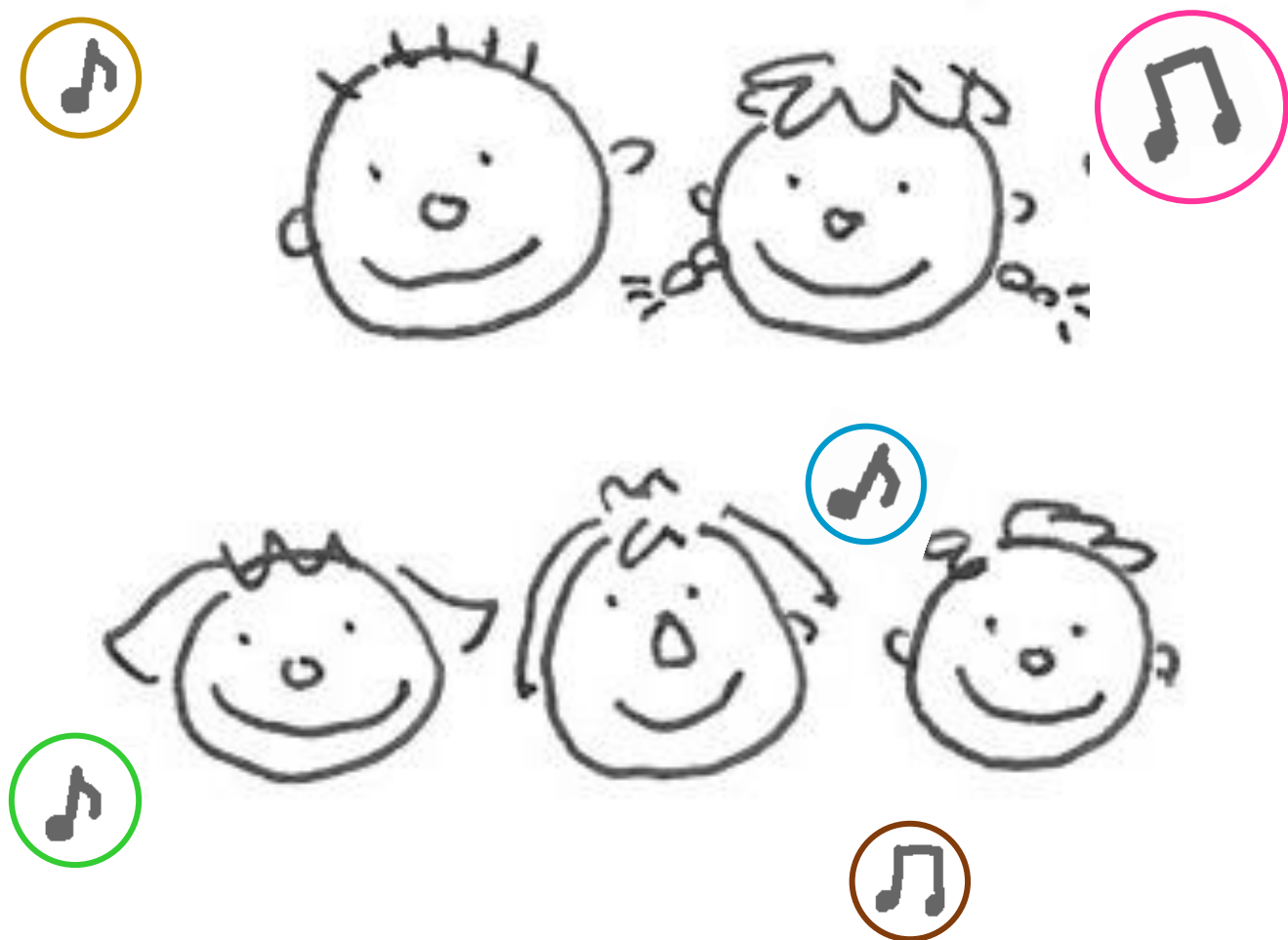


2024年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| I | 2023年度（令和5年度）の基本方針に沿って | 1 |
| II | 経過報告・運営 | 2 |
| III | 2023年度（令和5年度）事業実施報告 事業実施報告 | 4 |
| IV | 2023年度（令和5年度）決算報告 活動計算書 | 12 |
| | 貸借対照表 | 14 |
| | 財産目録 | 15 |
| | 監査報告書 | 16 |
| V | 2024年度（令和6年度）基本方針・事業計画 | 17 |
| | 2024年度（令和6年度）基本方針 | |
| | 2024年度（令和6年度）事業計画 | |
| | 2024年度（令和6年度）活動予算書 | 21 |
| | 2024年度（令和6年度）役員 | 22 |
| <再録資料> | | |
| | 設立趣旨書 | i |
| | 定 款 | ii |

2023年度（令和5年度） 基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等

【総括】

2023年度は5月に、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行された1年でもありました。様々な活動が活発化し子どもたちの日常もマスクが取れ、元気な声が聞こえるようになりました。

こども家庭庁の発足により、「こども大綱」が決定され子どもが生きやすい社会を実現するための政策を考える上で、大元となる方針が定められました。こども・若者が権利の主体であること、育った環境に関わらず、すべてのこどもたちがひとしく健やかに成長できるような支援の充実、子育てのしやすい環境の整備が示されました（こども大綱より）。子どもの権利条約が明記され、こどもの声を聴くことで、こどもも主体の活動につなげていくことが求められています。

24年目を迎えたみやざき子ども文化センターのこれからを考える、みやざき子育てワンストップセンターCO to CO（コトコ）の立ち上げは、組織の見直しや宮崎県内の子育て支援について民間でできることを検討した3年間でした。県内の市町村への訪問や行政担当者との懇談会、講演会などを開催し、みやざき子ども文化センターの次世代の人材育成や中長期の見通しなどこれからの活動につながるのではないかと期待しています。

また、この活動を通してグッドガバナンス認証を（公財）日本非営利組織評価センターから受け（宮崎県内2番目）、非営利組織の「信頼性」を得ることができ個人情報やハラスメント、労務の規程の見直しなどを行うことができました。組織の強化と共に経営にも視点を置きながら25年目を進めたいと思います。

II 経過報告・運営

1. 経過報告

| | | | |
|-------|-------|------------------------|--------------|
| 平成12年 | 3月29日 | NPO法人設立準備室発足会議 | 7回 |
| 平成12年 | 6月24日 | NPO法人みやざき子ども文化センター設立総会 | |
| 平成12年 | 6月30日 | 特定非営利活動法人の申請 | |
| 平成12年 | 9月11日 | 認証 | |
| 平成12年 | 9月25日 | 登記完了 | 特定非営利活動法人となる |
| 平成12年 | 12月1日 | 橘通りに事務所開設 | |
| 平成13年 | 6月25日 | 平成13年度通常総会 | |
| 平成14年 | 5月27日 | 平成14年度通常総会 | |
| 平成15年 | 5月26日 | 平成15年度通常総会 | |
| 平成16年 | 4月26日 | 平成16年度通常総会 | |
| 平成17年 | 5月31日 | 平成17年度通常総会 | |
| 平成18年 | 5月27日 | 平成18年度通常総会 | |
| 平成19年 | 6月2日 | 平成19年度通常総会 | |
| 平成20年 | 5月30日 | 平成20年度通常総会 | |
| 平成21年 | 5月26日 | 平成21年度通常総会 | |
| 平成22年 | 5月28日 | 平成22年度通常総会 | |
| 平成23年 | 5月23日 | 平成23年度通常総会 | |
| 平成24年 | 5月28日 | 平成24年度通常総会 | |
| 平成25年 | 5月27日 | 平成25年度通常総会 | |
| 平成26年 | 5月30日 | 平成26年度通常総会 | |
| 平成27年 | 5月29日 | 平成27年度通常総会 | |
| 平成28年 | 5月30日 | 平成28年度通常総会 | |
| 平成29年 | 5月26日 | 平成29年度通常総会 | |
| 平成30年 | 5月25日 | 平成30年度通常総会 | |
| 2019年 | 5月24日 | 2019年度通常総会 | |
| 2020年 | 5月26日 | 2020年度通常総会 | |
| 2021年 | 5月25日 | 2021年度通常総会 | |
| 2022年 | 5月25日 | 2022年度通常総会 | |
| 2023年 | 5月25日 | 2023年度通常総会 | |
| 2024年 | 5月23日 | 2024年度通常総会 | |

2. 運営に関する事項

i 2023年度第2回理事会

日時 2023年12月20日(水) 18:30~21:30

場所 NPO法人みやざき子ども文化センター

出席 理事 7名、欠席1名、監事 2名

- 議事内容
- ・2023年度上半期事業報告
 - ・2023年度上半期事業会計報告
 - ・中期計画(2023-2025年)
 - ・2024年度事業について
 - ・役員について

ii 2023年度第3回理事会

日時 2024年2月26日(月) 18:30~20:30

場所 NPO法人みやざき子ども文化センター

出席 理事 7名（うち委任2名）、監事 1名

議事内容 ・江平ビル101号の借用について

・2024年度事業について

iii 2024年度第1回理事会

日時 2024年5月23日（木） 10:00～

場所 NPO法人みやざき子ども文化センター

出席 理事 7名（うち委任1名）、監事 1名

議事内容 ・2023年度事業報告・決算報告

・2024年度基本方針・事業計画・収支計画

・役員について

・定款改定

iv 2024年度通常総会

日時 2024年5月23日（木） 11:30～

場所 NPO法人みやざき子ども文化センター

出席 正会員 7名（うち委任1名） 欠席 5名

議事内容 ・2023年度事業報告・決算報告

・2024年度基本方針・事業計画・収支計画

・役員について

Ⅲ 2023年度（令和5年度） 事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「**子どもの最善の利益**」及び31条「**子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重**」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「**子どもの文化**」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体との**ネットワーク**を広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) **地域に根差した活動**を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) **SDGs「誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標のうち貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等など)

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

- 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「**子どもの育ちや子育て支援**」、「**子どもの文化芸術の振興**」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市かのう児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「かのう児童センター、田野児童センター（田野地域子育て支援センター含む）管理運営」

<宮崎市田野児童センター>

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

登録者数：169名

来館者数：12,244名

イベント実施回数：164回

参加者数：3,768名

内容：TANO子ども食堂、モノづくり体験など実施

広報：TANOにこここ通信（12回）月739部発行

<宮崎市田野地域子育て支援センター>

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：2,047名

イベント実施回数：66回

参加者数：714名

内容：赤ちゃんサロン、きょうだい生まれた！など実施

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

<宮崎市かのう児童センター>

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

登録者数：289名

来館者数：13,726名

イベント実施回数：175回

参加者数：1,583名

内容：ティーチャーズエッグ、かのうメロディーTimeなど実施

広報：児童館だより「かのうSEED」（12回）月1,800部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター管理運営」

実施日：火曜日～日曜日（祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館）

来館者数：26,098名

図書貸し出し数：12,802冊

イベント実施回数：369回

参加者数：4,554名

内容：読書活動、おもちゃ広場及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月5,000部発行

□「みやざきアートセンター管理運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）

事業内容：
・立体切り絵 SouMa の世界展
・つくる展 -TASKO ファクトリーのひらめきをかたちにする-
・原田治展「かわいい」の発見
・第48回宮崎市美術展
・第13回みやにち夢ひろがる小品展
・Art Box アートボックス#6
・教育普及事業、太陽の広場運営 等

入場者数：73,436名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「小戸地域子育て支援センター運営業務」

実施日：月、火、木、金曜日、第1、第3土曜日、第2、第4日曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：4,328名

イベント実施回数：72回

参加者数：1,968名

広報：小戸地域子育て支援センターおたより（12回） 月800部発行

□宮崎市「児童クラブ運営業務」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

【江平児童クラブ（2クラブ）、江平第二児童クラブ】

登録者数：88名（江平児童クラブ）、45名（江平第二児童クラブ） 利用者数：延べ22,089名

イベント実施回数：160回（江平児童クラブ）、164回（江平第二児童クラブ）

【田野児童クラブ】

登録者数：24名

利用者数：延べ3,257名

イベント実施回数：270回

【コベルキッズ児童クラブ】

登録者数：53名

利用者数：延べ7,536名

イベント実施回数：173回

【かのう児童クラブ（4クラブ）】

登録者数：170名

利用者数：延べ26,870名

イベント実施回数：85回

□宮崎市「令和5年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：139回 実施単位数：280単位

実施小学校数：30校 実施中学校数：5校

参加児童・生徒数：4,305名

□宮崎市「令和5年度小中学校芸術鑑賞派遣事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校数：27校28ステージ（小学校16、中学校10、支援学校1）

公演団体：13団体

参加者数：10,232名

□宮崎市「令和5年度夢創り人活性化事業」

生涯学習ボランティア（夢創り人）を活用し、ともに学習することにより、市民の意欲の向上・学習機会の充実を図る。

登録者数：（個人）117名、（団体）47団体

実施回数：166回（無料枠52、申込者負担114）

参加者数：5,731名

実施団体：子ども会、児童館、児童センター、児童クラブ、育児サークル、幼稚園、保育園、小・中・高等学校、PTA、家庭教育学級、デイサービス等高齢者関連施設、自治会、企業等

□宮崎県「令和5年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー研修事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業を円滑にするため、ファミリー・サポート・センター・アドバイザーの資質向上及び市町村担当者等を対象とした研修を実施する。情報交換（交流）、リスクマネジメント研修などを行い、子育て家庭への対応などを学ぶ。

- ・全体研修会及びアドバイザー等研修会（全2回）※ハイブリッド開催

日 時：令和5年12月15日（金） 参加者数：29名

内 容：「ファミリー・サポート・センター運営に係る課題及び活動の現状（意見交換会）」、「
椎葉村ファミリー・サポート・センター設置等について」

日 時：令和6年1月25日（木） 参加者数：32名

内 容：「安心安全な活動を行うためのリスクマネジメント」、「子育ての昔と今～変わったこと、
変わらないこと～」

□宮崎県医師会「女性医師保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

- ・サポート会員養成講座実施
- ・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：537件（通常預り537、病後児預かり0） 預かり人数：延べ542名

利用会員数：61名 サポート会員数：31名

□宮崎県「里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング及び里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

①里親制度等普及促進事業

- ・相談窓口 相談件数：124件（来所62、電話44、説明会3、メール11、他4）

- ・里親普及啓発講演会 ※ハイブリッド開催 参加者数：126名

- ・里親制度説明会 3回 参加者数：19名

- ・出前講座 10回（専門学校4、大学1、児童養護施設1、児童クラブ1、企業2） 参加者数：265名

②里親研修・トレーニング等事業

- ・里親研修実施 受講者数：22世帯36名（基礎研修）、17世帯31名（登録前研修）、14世帯
22名（更新研修）

- ・里親スキルアップ研修 6回 ※ハイブリッド開催 受講者数：118名

③里親支援業務コーディネーター業務

- ・地区別実務者会議 15回（中央5、県南5、県北5）

④里親訪問等支援事業

- ・訪問支援等対応件数：240件（事後調査26、相談支援70、新規フォローアップ74、未委託訪問70）

□宮崎県「保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育士資格を有し、保育士として就業していない方（潜在保育士）の就職や保育関連施設の潜在保育士の活用支援を行う「保育士支援センター」を設置、運営することにより、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保を行うことを目的とする。

登録者数：577名（保育士287、保育補助178、学生112）

登録施設数：292施設 求人施設数：43件 求人件数：84件 相談件数：87件

□宮崎県「赤ちゃんの駅普及・啓発業務」（自主事業から受託事業へ）

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村

登録施設数：473件（新規登録施設28件）

□宮崎市「子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備。

・コーディネーター業務

対応件数：242件（開設相談38、食材相談82、運営相談55、利用相談31、その他36）

その他実施件数：繋ぎ件数1件、企業との連携250件、利用者相談18件、食材等のマッチング支援299件（受け）・398件（払い）

・子ども食堂登録団体 44団体

利用者数：延べ17,670名

□文化庁 統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン2）「JAPAN LIVE YELL project 「シン・宮崎アート・プロジェクト2023」 主催：JLYp2020 in みやざき実行委員会

コロナ禍により失われた文化芸術体験の機会を全国で取り戻すとともに、地域の文化団体のプラットフォームづくりと次世代を担うアート・プロデューサーの育成を目標に実施。

・「まちなか☆おもちゃ広場」

参加者数：延べ1,100名

日 時：令和5年9月16日（土）～18日（月・祝）

場 所：みやざきアートセンター 太陽の広場・アートスペース1・2・3

内 容：「あかちゃんひろば」（協力：グッドトイ委員会みやざき）、「おもちゃひろば」（協力：みやざきアートセンター）、「おもちゃづくり」（協力：長友工務店・宮崎国際大学教育学部）、「コンサート」（出演：Gift Of Music、宮崎ジュニアオーケストラ、大坪保育園学童クラブどんぐり）、「くむんだー×くむんだー」（協力：くむんだー宮崎）、「くるまに絵を描こう」（協力：宮崎トヨタ自動車株式会社）、「ひみつのへやをつくろう」（講師：松竹昭彦、上口将生）

□宮崎市「子どもの第三の居場所運営業務」

生活や学習等の環境に困難を抱えている子どもを支援するために、子どもが安心して過ごせる「家でも学校でもない第三の居場所」及び放課後等における子どもの「活動の機会」を設け、地域社会とともに子どもたちの社会的相続を補完し、将来自立できる力を育む。

登録者数：20名（3月末時点）

利用者数：延べ2,203名

イベント実施回数：24回 参加者数：257名

〈新規〉 □宮崎市「子どもの未来応援活動支援事業 つながりの場づくり緊急支援枠」

学校には行けないが児童クラブや児童センターへ来ることのできる子どもたちが気兼ねなく遊びや学習、また異なる学校や世代の子どもたちとおしゃべりや交流する場所「コペルカフェ」を開設。異年齢の交流を図り、子どもの居場所、地域や社会と繋がりを作る。

実施日：令和5年5月7日（日）～令和6年2月29日（木）第1、3日曜日

実施回数：20回 利用者数：延べ92名（小学生36名・中学生18名・高校生18名・その他20名）

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～こどもアート大作戦～～おいでよ！君のSoSo(想創)プレイス～」

実施期間：令和5年5月21日（日）～12月10日（日） 計6回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：宮地輝将、松下太紀、田河和江、榊あずさ、橋口清見 参加者数：延べ272名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：令和5年6月10日（土）～令和6年3月10日（日） 練習：30回

劇 団 名：子ども劇団空風スマイルシアター（参加者22名） 参加者数：延べ529名

発表公演：令和6年3月10日（日） 場 所：宮崎県企業局県電ホール

講 師：永山智行、かみもと千春、伊藤海、池田孝彰、下水流いつみ、山田げんごろう、新納愛未、原口奈々

演 目：「通りがすつとぬけていく」 原 作：原口奈々 演 出：伊藤海 来場者数：300名

「キッズ・アート・アカデミー 不思議な世界の映画に出演しよう～」

実施日：令和6年1月27日（土）、28日（日）、3月2日（土）

場 所：宮崎市田野児童センター

講 師：濱砂崇浩 脚本、演出、撮影：伊達忍

映画タイトル：「THE BOOKS」（参加者12名） 参加者数：延べ69名

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもを癒す芸術との出会い事業」

実施日：令和5年10月30日（月）ハロウィンコンサート 香月保乃、黒木奈津季、坂元陽太、衛藤和洋

令和5年12月25日（月）クリスマス会～腹話術とマジック～ 日高啓子

□休眠預金事業「子育てワンストップセンター及びネットワークの構築」

（資金分配団体：特定非営利活動法人宮崎文化本舗「社会的孤立解消のための事業」）

特定非営利活動法人宮崎文化本舗が2020年4月1日より施行したJANPIA 2020年度事業計画に基づいて行う「資金分配団体（通常枠）」において『社会的孤立解消のための事業』で採択され、子ども、高齢者、障害者などの生活困窮世帯が直面する社会的な「孤立化」を地域共通の課題として捉え、民間の実行団体の1つとして、宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を構築する。

- ・「（子育て支援団体向け）子育てワンストップセンター Co to Co（コトコ）」開設

HP：<https://www.mzk-kodomo.com/>

- ・「こどもの声、どう聴けばいい？」講演会 講 師：西崎萌 参加者数：90名

- ・宮崎県内キャラバン実施
- ・コーディネーター資質向上のための研修
- ・非営利組織のためのグッドガバナンス認証 令和6年1月26日取得

訪問市町数：2市6町

研修回数：5回

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズアート基金 鑑賞教室事業」※

宮崎県内の学校等での鑑賞教室実施の機会を提供する。

実施回数：35回（39公演） 公演団体：13団体

参加校数：14市町村38校（小学校24、小中学校5、中学校8、高等学校1） 参加者数：6,567名

小規模校助成件数：16公演（小学校12、小中学校3、中学校3）

※「キッズアート基金」：すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（学校公演、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成（主に小規模校対象）。

□「アートドラムズXひなた」（和太鼓XART）

実施回数19回

登録者数：6名

和太鼓の可能性を広げ、新しいアートを子どもたちが主人公となり発信する。

参加コンクール：第26回日本太鼓ジュニアコンクール宮崎県大会

実施日：令和6年3月31日（日）アートドラムズXひなた～ラストステージ～

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

申込み件数73件・キャンセル26件

実施回数：47回

□宮崎県教育委員会 アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

- | | | | |
|---------------|----|------------|----|
| ・宮崎市立大宮中学校 | 2名 | ・宮崎市立大淀中学校 | 4名 |
| ・宮崎大学地域資源創成学部 | 2名 | ・宮崎市職員 | 8名 |

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」 | 随時更新 |
| ・「TANOにこここ通信」 | 月1回 宮崎市田野児童センター発行 |
| ・「田野しい子育て通信」 | 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行 |
| ・「すずしろ」 | 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行 |
| ・「かのうSEED」 | 月1回 宮崎市かのう児童センター発行 |
| ・「小戸地域子育て支援センターおたより」 | 月1回 宮崎市小戸地域子育て支援センター発行 |
- 宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

□「子育てネットワークみやざき」事務局

①子育て支援団体による月1回の例会での情報交換 登録団体数：29団体

②未来みやざき子育て応援フェスティバルの実施。

・実行委員会の開催 8回 打ち合わせ会5回

「未来みやざき子育て応援フェスティバル2023」

出展及び協力団体：94団体

日 時：令和5年11月18日（土）、19日（日）

入場者数：3,000名

□宮崎子育てネット「児童虐待防止及び対応のための研修に係る業務」、「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発業務」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。

・児童虐待防止及び対応のための研修

実施回数：32回 参加者数：591名

講 師：宮崎子育てネット登録9団体

・体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発

実施回数：25回 参加者数：550名

講 師：宮崎子育てネット登録13団体

□宮崎県里親会「宮崎県里親会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

・会報「里親」（10月：第86号、3月：第87号）の発行

総発行部数：900部

・大会及び研修会参加：九州地区里親研修大会（長崎大会）、全国里親大会（兵庫大会）

・里親を求める運動月間：里親制度普及促進キャンペーン、児童虐待防止推進キャンペーン開催協力支援

□E H I L A イベントスペースの活用・コペルキッズの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

・子育てネットワークみやざき（子育て支援団体会会）：毎月1回

・ザ・わざおきーず（演劇の稽古場として利用）

実施回数：42回

その他、キッズ・アート・アカデミーの「子ども劇団空風スマイルシアター」の練習会場、居場所「コペルカフェ」として利用。

□ご寄付・ご寄贈を頂きました。

・宮崎オーシャンズライオンズクラブ（長期入院の子ども達のための絵本のプレゼントや音楽会の実施

・「キッズ・アート基金」に寄付を頂きました。

株式会社ドリームブロッサム、合同会社こふく劇場、劇団ゼロ Q、劇団 FLAG、個人の方々

・市民の皆様、企業様より「子ども食堂」（支え合いの地域づくりネットワーク事業）に食材等を頂きました。

2023年度(令和5年度) 活動計算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

| 科目 | 金額 | |
|---|------------|-------------|
| | | |
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 会員受取会費 | 70,000 | 70,000 |
| 2. 受取寄付金 | | |
| 受取寄付金 | 254,884 | 254,884 |
| 3. 受取委託金等 | | |
| みやざきアートセンター指定管理業務 | 28,646,725 | |
| みやざきアートセンター委託人件費等収入(自主事業含む) | 3,480,000 | |
| 宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク事業 | 918,641 | |
| 宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク委託人件費収入 | 3,164,094 | |
| 宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業 | 3,300,000 | |
| 宮崎市ふるさと文化学習支援事業「ふるさと先生こんにちは」 | 4,000,000 | |
| 宮崎市きよたけ児童文化センター | 10,165,537 | |
| 宮崎市夢創り人活性化事業 | 1,000,000 | |
| 宮崎市かのう児童センター・田野児童センター・田野地域子育て支援センター | 26,561,345 | |
| 宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ・コベルキッズ児童クラブ | 50,376,000 | |
| 宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ加配 | 5,484,696 | |
| 宮崎市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善業務委託事業 | 907,000 | |
| 宮崎市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 | 2,338,600 | |
| 宮崎市子どもの第三の居場所運営業務事業 | 17,099,000 | |
| 宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務事業 | 5,282,100 | |
| 宮崎県里親普及促進センター運営業務事業 | 30,206,000 | |
| 宮崎県保育士支援センター設置運営事業 | 3,530,000 | |
| 宮崎県ファミリーサポートセンターアドバイザーの資質向上及び広報事業 | 401,000 | |
| 宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業 | 1,460,090 | |
| 宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務 | 1,650,000 | |
| | | 199,970,828 |
| 4. 受取補助助成金等 | | |
| 子どもゆめ基金 | 1,865,887 | |
| 休眠預金事業(社会的孤立解消のための事業) | 5,585,917 | |
| 子ども第三の居場所常設ケアモデルにおける子どもへの体験機会支援金 | 1,280,000 | |
| 宮崎市子どもの未来応援活動支援事業 | 611,365 | |
| | | 9,343,169 |
| 5. 事業収益 | | |
| キッズアート基金学校公演収入 | 4,979,370 | |
| 和太鼓アート自主事業収入 | 54,000 | |
| 託児自主事業収入 | 943,497 | |
| JAPAN LIVE YELL project 2020 inみやざき事業収入 | 218,184 | |
| その他(講師謝金等) | 1,892,688 | |
| | | 8,087,739 |
| 6. その他収益 | | |
| 受取利息 | 459 | |
| 雑収入 | 790,926 | |
| | | 791,385 |
| | | 218,518,005 |

| 科目 | | 金額 | |
|-----------|--------|-------------|-------------|
| Ⅱ 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給料手当 | | 135,647,385 | |
| 法定福利費 | | 10,759,003 | |
| | 人件費計 | 146,406,388 | |
| (2)その他経費 | | | |
| 福利厚生費 | | 93,427 | |
| 謝金 | | 13,236,095 | |
| 旅費交通費 | | 4,311,783 | |
| 通信運搬費 | | 2,849,824 | |
| 消耗品費 | | 5,934,436 | |
| 図書費 | | 534,064 | |
| 修繕費 | | 663,940 | |
| 会議費 | | 7,228 | |
| 渉外費 | | 313,347 | |
| 研修費 | | 212,140 | |
| 事務所費 | | 819,108 | |
| 水道光熱費 | | 6,574,832 | |
| 印刷製本費 | | 2,523,933 | |
| リース料 | | 3,394,168 | |
| 保険料 | | 1,154,580 | |
| 食糧費 | | 1,179,162 | |
| 広報費 | | 630,400 | |
| 賃借料 | | 3,854,736 | |
| 諸会費 | | 39,000 | |
| 事業費 | | 1,182,736 | |
| 委託費 | | 2,261,930 | |
| 保守管理費 | | 1,934,420 | |
| 租税公課 | | 5,863,792 | |
| 雑費 | | 4,046,947 | |
| | その他経費計 | 63,616,028 | |
| | | | 210,022,416 |
| 2. 管理費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給料手当 | | 294,381 | |
| 法定福利費 | | 778,828 | |
| | 人件費計 | 1,073,209 | |
| (2)その他経費 | | | |
| 福利厚生費 | | 169,959 | |
| 通信費 | | 27,320 | |
| 旅費交通費 | | 95,929 | |
| 消耗品費 | | 40,517 | |
| 事務所費 | | 696,274 | |
| 渉外費 | | 190,698 | |
| 研修費 | | 13,520 | |
| 諸会費 | | 75,000 | |
| リース料 | | 187,079 | |
| 保険料 | | 195,676 | |
| 委託料 | | 399,080 | |
| 租税公課 | | 3,663,028 | |
| 広報費 | | 110,000 | |
| 雑費 | | 443,519 | |
| 寄付金 | | 10,000 | |
| | その他経費計 | 6,317,599 | |
| | | | 7,390,808 |
| 経常費用計 | | | 217,413,224 |
| 当期経常増減額 | | | 1,104,781 |
| 当期正味財産増減額 | | | 1,104,781 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 49,457,683 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 50,562,464 |

貸借対照表

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

令和6年3月31日現在

| 科目 | 金額 | | |
|------------|------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | 77,114,266 | | |
| 流動資産合計 | | 77,114,266 | |
| 2. 固定資産 | 1,221,381 | | |
| 固定資産合計 | | 1,221,381 | |
| 資産合計 | | | 78,335,647 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | 27,773,183 | | |
| 流動負債合計 | | 27,773,183 | |
| 負債合計 | | | 27,773,183 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 繰越金残高 | | | |
| 前期繰越正味財産額 | | 49,457,683 | |
| 当期正味財産増減額 | | 1,104,781 | |
| 正味財産合計 | | | 50,562,464 |
| 負債及び正味財産合計 | | | 78,335,647 |

令和5年度 財産目録
(令和6年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

| 科 目・摘 要 | | 金 額 | | |
|----------------|--------------------------------|------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | | | | |
| 現金 | 現金手許有高 | 876,298 | | |
| 普通預金 | 宮崎銀行 東宮崎支店 | 53,462,028 | | |
| | 宮崎銀行 東宮崎支店 | 75,399 | | |
| | 宮崎太陽銀行 アートセンター支店 | 26,743 | | |
| | 宮崎銀行 橘通支店 | 16,713 | | |
| | 宮崎銀行 神宮支店 | 200,067 | | |
| | 宮崎銀行 神宮支店 | 1,759,561 | | |
| | 宮崎銀行 神宮支店 | 5,892,569 | | |
| | 郵便局 | 1,490,939 | | |
| 立替金 | 体罰によらない子育て啓発の人材育成事業保証金 | 155,300 | | |
| | 託児保険他 | 16,116 | | |
| | 駐車場敷金 | 48,240 | | |
| 未収入金 | 子どもゆめ基金 | 1,484,887 | | |
| | みやざきアートセンター | 4,429,180 | | |
| | 児童クラブ加配分 | 1,295,732 | | |
| | 宮崎大学医学部他 | 88,863 | | |
| 仮払金 | 宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務 保証金 | 165,000 | | |
| | 交通費他 | 3,692 | | |
| 前払費用 | 児童クラブ消耗品費他 | 121,339 | | |
| 仮払消費税 | 中間申告 | 5,505,600 | | |
| | 流動資産合計 | | 77,114,266 | |
| 建物設備 | 電気工事 | 496,231 | | |
| 敷金 | 江平ビル102・103・104・105号・倉庫及び駐車場敷金 | 720,150 | | |
| 出資金 | 江平2丁目商店街 | 5,000 | | |
| | 固定資産合計 | | 1,221,381 | |
| | 資産合計 | | | 78,335,647 |
| II 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | 源泉所得税他 | 1,015,585 | | |
| 未払金 | みやざきアートセンター | 1,220,744 | | |
| | 事業経費返還金他 | 1,129,708 | | |
| | 3月分社会保険料他 | 4,148,142 | | |
| | 3月分水道光熱費 | 52,187 | | |
| | 3月分人件費 | 15,682,447 | | |
| | 事業経費未払分 | 731,290 | | |
| 仮受金 | 子育て応援フェスティバル協賛金残金 | 31,447 | | |
| | 休眠預金事業(社会的孤立解消のための事業)補助金 | 1,764,980 | | |
| 前受金 | キッズアートアカデミー基金 | 1,840,106 | | |
| | 宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会 | 156,547 | | |
| | 流動負債合計 | | 27,773,183 | |
| | 負債合計 | | | 27,773,183 |
| | 差引正味財産 | | | 50,562,464 |

監査報告書


日 時 令和6年 5月17日 (金)
14:00~15:30

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号

添付書類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書
4. 事業報告書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

増田 良文 

果、岩 雄二 

V 2024年度（令和6年度）基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもの声をしっかりと聴きながら子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。
(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等



事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

【基本方針に沿って】

宮崎県内の2023年度の出生数が初めて70万人を切り、全国的に急速な少子化が進んでおります。これまで団体としての活動の積み重ねの多くは、子どもを中心にした活動でしたがこれからは少し視点を変えた、事業の柱や在り方の検討をしていかなければならない時にきているのではないかと考えます。

この少子化の中、不登校の子どもたちは増え続け30万人になり、子どもたちの多様な学びに対する施策も進みつつあります。しかし子ども会や自治会、PTAなどに参加する保護者が少なくなる中で情報の偏りもあり、孤立することも多くあるように感じます。もう一度、子どもたちの育ちを社会の力を借りながら支えていくことが大事になってきていると思います。また、児童福祉法の改正により里親支援が大きく変わります。児童福祉施設としての検討をしなければなりません。

基本方針に基づきながら、目的や内容について丁寧な議論を十分に重ねながら事業を進めていきます。子どもの権利条約などを繰り返し学び、子どもの声を聴くことを常に意識することを大切にしていきたいと思えます。

2. 事業計画

実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

- ◆文化・芸術（音楽・演劇・アート等）の企画運営
- ◆専門的な子どもの支援
- ◆様々な専門団体及び専門家との連携

2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を行政と協働しながら地域との連携も視野に入れた事業内容にする。

- ・「宮崎市かのう児童センター、宮崎市田野児童センター、宮崎市田野地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営」
- ・「みやざきアートセンター管理運営」（NPO 法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

【受託事業・補助事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

- ・「b & g みやざき及び宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野、コペルキッズ、かのう）」
- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

- ・「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

- ・「宮崎県保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育士不足を補うために、潜在保育士の掘り起こしや保育現場への再就職を支援する。

- ・宮崎県「赤ちゃんの駅普及・啓発業務」

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

- ・「宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO 法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備を行う。

【助成事業】

- ・子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構）
- ・宮崎オーシャンライオンズクラブ助成「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホットとアートプレゼント」
 - ・「長期入院中の子どものためのコンサート」

2-2. みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

・「キッズアート基金 鑑賞教室事業」

キッズアート基金等を活用し、宮崎県内の小中学校へ舞台芸術の提供、文化、表現活動に関する情報の発信、普及。

- ・実施校数：宮崎県内10市町村、25校（小学校13校、小中学校4校、中学校8校）

※「キッズ・アート基金」：すべての子どもたちに「ほんものに出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（学校公演、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成（主に小規模校対象）。

・「キッズアート・アカデミー」

子どもたちの文化体験活動として、演劇、ものづくりなどを実施。

- ①「子ども劇団空風スマイルシアター」（演じる） 月2回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

- ②「ものづくり」不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。

・子育て交流空間「トット」

アートの力で、子ども・子育て世代が多様な人とつながりを持つ場をつくる。

・「トットとあそぼう！！親子あそびの広場」

1～2歳の子どもと保護者のための手遊び、簡単おもちゃ作り、読み聞かせなど子育てが楽しくなる「発見」の場。

・「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

〈新規〉・「BASE101」

江平ビル101を地域のコミュニティベースとして「子どももおとなもアートに出会い、人に出会い、未来に出会う場所」をコンセプトに事業を展開。

・「(子育て支援団体向け) 子育てワンストップセンター Co to Co (コトコ)」

宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を目指す。

・「職場体験」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」 随時更新
- ・「TANOにこここ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行
- ・「かのう SEED」 月1回 宮崎市かのう児童センター発行
- ・「小戸地域子育て支援センターたより」 月1回宮崎市小戸地域子育て支援センター

宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

・「子育てネットワークみやざき」事務局

子育て支援団体による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

・「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

フェスティバル開催に向け実行委員会の開催

- ・「未来みやざき子育て応援フェスティバル2024」

日 時：11月9日（土）、10（日） 場 所：宮交シティ

・「宮崎子育てネット」事務局

宮崎子育てネットに登録している団体が講師となり「虐待、子どもの育ち」について研修、また体罰によらない子育ての推進。県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

- ・「児童虐待防止及び対応のための研修」の実施 (年30回実施予定)
- ・「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発」 (年30回実施予定)

・「宮崎県里親会」事務局

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

2024年度 活動予算書

2024年4月1日～2025年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

| 科目 | | 金額 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | 150,000 | | |
| | | 150,000 | |
| 2. 受取寄付金 | 250,000 | | |
| | | 250,000 | |
| 3. 受取委託金等 | 212,219,687 | | |
| | | 212,219,687 | |
| 4. 受取補助助成金等 | 1,553,000 | | |
| | | 1,553,000 | |
| 5. 事業収益 | 7,100,000 | | |
| | | 7,100,000 | |
| 6. その他収益 | 1,000 | | |
| | | 1,000 | |
| | | | 221,273,687 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1)人件費 | 153,000,000 | | |
| | 人件費計 | 153,000,000 | |
| (2)その他経費 | 60,400,000 | | |
| | その他経費計 | 60,400,000 | |
| | 事業費計 | | 213,400,000 |
| 2. 管理費 | | | |
| (1)人件費 | 800,000 | | |
| | 人件費計 | 800,000 | |
| (2)その他経費 | 7,050,000 | | |
| | その他経費計 | 7,050,000 | |
| | 管理費計 | | 7,850,000 |
| 経常費用計 | | | 221,250,000 |
| 当期経常増減額 | | | 23,687 |
| 当期正味財産増減額 | | | 23,687 |
| 前期繰越正味財産額(前期繰越) | | | 50,562,464 |
| 次期繰越正味財産額(次期繰越) | | | 50,586,151 |

4. 2024年度（令和6年度） 役員

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター 役員・監事・顧問
令和6年4月1日から令和7年3月31日

【理事】

| 役 職 名 | | 氏 名 |
|-------------|---------|---------|
| 理 事 会 | 代 表 理 事 | 片野坂 千鶴子 |
| | 理 事 | 後 藤 幾 子 |
| | | 後 藤 麻 夫 |
| | | 新 名 典 忠 |
| | | 長谷川 恵 子 |
| | | 土 田 浩 |
| | | 片野坂 千 恵 |

【監事・顧問】

| 役 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|
| 監 事 | 黒 岩 雄 二 |
| | 増 田 良 文 |
| 顧 問 | 濱 門 正 和 |

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといたします。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 文化・芸術の振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
 - (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出金品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は、理事の互選により定めます。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。
- 4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。
- 3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

- 2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して

30日以内に臨時総会を招集しなければならないものとします。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を招集することとします。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

【暫定予算】

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成14年5月31日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費1口 10,000円
団体正会員 年会費1口 10,000円
 - (2) 個人支援会員 年会費1口 3,000円
団体支援会員 年会費1口 10,000円
企業支援会員 年会費1口 30,000円
- 6 平成18年5月27日、平成18年度通常総会にて第3条を改正
- 7 平成21年5月26日、平成21年度通常総会にて第3条を改正
- 8 平成24年5月28日、平成24年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成29年5月26日、平成29年度通常総会にて第54条を改正
- 10 平成30年5月25日、平成30年度通常総会にて第3条を改正

これは、当法人の定款である。

宮崎県宮崎市江平西1丁目5番11号105号

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

代表理事 片野坂 千鶴子

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105

TEL : 0985-61-7590 FAX : 0985-61-3635

HP : <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail : center@kodomo-bunka.org